

「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」

(4/25～5/11実施分) 実施概要

【床面積が1,000㎡超の大規模施設を対象】

東京都では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、令和3年4月25日から5月11日までの間、休業要請等に対して全面的にご協力いただき、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示していただく都内の大規模施設の運営事業者及びテナント事業者等に対して、「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」を支給します。

I. 申請受付の開始時期等

申請受付要項の公表

令和3年6月30日（水） 14時（予定）

申請受付の期間

令和3年6月30日（水）～令和3年7月30日（金）

協力金の申請は、大規模施設にテナント店舗等がある場合、当該大規模施設の運営事業者がテナント事業者等の申請を取りまとめて申請していただくことを基本とします。やむを得ずテナント事業者等が自ら申請する場合の申請方法等については、後日お知らせする「協力金のご案内」をご覧ください。

II. 協力金をお申込みいただける事業者

協力金をお申込みいただくためには、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ✓ 東京都の休業要請に応じて、令和3年4月25日から5月11日までの全期間※休業し、全面的にご協力いただいていること

※やむを得ない理由で4月27日から休業した場合でも、要件を満たすものとして取り扱いますが、ご協力いただいた期間に応じて協力金の支給額が異なります。

- ✓ 下記の「1. 大規模施設運営事業者」、「2. テナント事業者等」又は「3. 非飲食業カラオケ事業者」のうち、それぞれ定める要件を満たす事業者であること
- ✓ 対象となる大規模施設、テナント店舗又は非飲食業カラオケ店舗等が、令和3年4月24日以前に都内で開店しており、営業の実態があること

協力金をお申込みいただける事業者

1. 大規模施設運営事業者

大規模施設※の運営により収益を得ており、東京都が実施する休業要請※（無観客開催要請は対象外）に応じて、当該施設の休業を決定する権限を有する事業者です。

注）新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第10号に規定する博物館等（10ページ参照）については、国の事務連絡（令和3年5月12日）において、「ARTS支援事業」により支援するため大規模施設の対象から除外する旨通知があったことから、本協力金の支給対象外とします。

➤大規模施設

建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設のうち、東京都が実施する休業要請等に応じて休業等を行った施設です。

➤休業要請等の対象となる施設（令和3年4月25日から5月11日まで）

詳細は「お問い合わせの多い施設」をご確認ください。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1013655.html>（東京都総合防災部）



協力金をお申込みいただける事業者

2. テナント事業者等

東京都が実施する大規模施設に対する休業要請に応じて、当該大規模施設が休業したことに伴い休業した事業者、又は無観客開催要請に応じて、当該大規模施設が無観客開催又は休業したことに伴い、やむを得ず休業を行った事業者のうち、次の要件を満たす事業者が対象です。

① テナント事業者 (1/2)

- 大規模施設運営事業者との契約に基づき、当該大規模施設の区画を賃借し、分譲を受けて、自己名義等で出店し、大規模施設を利用する一般消費者向けに、大規模施設運営事業者に対して自律性をもって、事業を営む店舗の運営事業者（無店舗型や派遣型の業態は対象外）

協力金をお申込みいただける事業者

2. テナント事業者等

① テナント事業者 (2/2)

- 大規模施設運営事業者との契約に基づき、飲食品の移動販売を継続的に行う事業者

ただし、店舗面積が1,000㎡を超えており、休業要請の対象となる店舗の場合には、大規模施設運営事業者として申請することが可能です。

協力金をお申込みいただける事業者

2. テナント事業者等（百貨店等の特例）

② 百貨店の店舗※

- 百貨店等との、いわゆる消化仕入れ（売上仕入れ）による契約等に基づき、百貨店等から一定の区画の割り当てを受けて出店し、その売上が百貨店等にいったん計上された後、百貨店等から代金が分配される形態の店舗
- 百貨店等に出店する百貨店の店舗のうち、百貨店等と賃貸借契約を締結している場合など、百貨店等から分配される店舗面積が明らかな場合には、当該店舗を営む事業者は、「テナント事業者」として申請する事が可能です。
- なお、店舗面積が明らかでない場合、テナント事業者になることはできません。

協力金をお申込みいただける事業者

2. テナント事業者等（映画館の特例）

③ 映画館運営事業者※及び映画配給会社※

大規模施設である映画館が休業を行ったことに伴い、映画の上映を予定していた常設のスクリーンを有する上映室を休業した場合における当該上映室の運営事業者及び映画配給会社

- 映画館運営事業者（大規模施設に該当する映画館の場合には、大規模施設運営事業者）
映画館の常設のスクリーンを有する上映室の運営により収益を得ており、当該上映室の休業を決定する権限を有する事業者です。
- 映画配給会社
映画館運営事業者との契約に基づき、映画館の常設のスクリーンを有する上映室で映画を上映する会社です。

協力金をお申込みいただける事業者

3. 非飲食業カラオケ事業者

東京都が実施する休業要請を受け、休業した飲食業の許可を受けていないカラオケ店のうち、建築物の床面積が1,000㎡以下の小規模なカラオケ店を営む事業者です。

ただし、

- (1) 建築物の床面積が1,000㎡を超える場合には「大規模施設運営事業者」
- (2) 上記2①のテナント事業者に該当する場合には「テナント事業者」

として、それぞれ取り扱います。

なお、飲食業の許可を受けているカラオケ店を営む事業者は、飲食店等を対象とした「営業許可～協力金」の支給対象事業者です。

協力金をお申込みいただける事業者

休業要請の主な対象施設（飲食店を除く）

施設の種類	施設	床面積（店舗面積）	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場等	映画館、プラネタリウム など	○	
商業施設 （生活必需を除く）	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 など	○	
運動施設 （屋内施設）	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、 柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ など	○	
遊技場	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	○	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館 など	○	
遊興施設等 （飲食店許可なし）	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	○	○ （カラオケ使用）
商業施設 （サービス業）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、 リラクゼーション業 など	○	

※対象施設の詳細は「お問い合わせの多い施設」（4ページ）を参照

協力金をお申込みいただける事業者

無観客開催要請の主な対象施設

施設の種類	施設	床面積（店舗面積）	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場等	劇場、観覧場、演芸場 など		○
集会場等	集会場、公会堂 など		○
展示場	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など		○
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）		○
運動施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場 など		○
遊技場	テーマパーク、遊園地		○

※対象施設の詳細は「お問い合わせの多い施設」（4ページ）を参照

協力金をお申込みいただける事業者

協力金の支給対象者（休業要請の対象施設：ショッピングセンター等）

支給対象者		床面積が1,000㎡超の施設		床面積が1,000㎡以下の施設	
		大企業	中小企業等	大企業	中小企業等
施設	施設運営管理者	○	○	×	△
テナント等	テナント事業者	○	○	×	△

○：本協力金（休業要請を行う大規模施設に対する協力金）の支給対象事業者です。

△：本協力金の対象外ですが、東京都の支援金（休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金）の支給対象事業者となります。

（東京都の支援金はこちら） <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chusho-gaiyou.pdf>

協力金をお申込みいただける事業者

協力金の支給対象者（休業要請の対象施設：百貨店等）

支給対象者		床面積が1,000㎡超の施設		床面積が1,000㎡以下の施設	
		大企業	中小企業等	大企業	中小企業等
施設	百貨店等の運営管理者	○	○	×	△
	百貨店の店舗 (百貨店等の運営管理者に支給)	×	×	×	×
テナント等	テナント事業者	○	○	×	△

○：本協力金（休業要請を行う大規模施設に対する協力金）の支給対象事業者です。

△：本協力金の対象外ですが、東京都の支援金（休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金）の支給対象事業者となります。

（東京都の支援金はこちら） <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chusho-gaiyou.pdf>

協力金をお申込みいただける事業者

協力金の支給対象者（休業要請の対象施設：映画館）

支給対象者		床面積が1,000㎡超の施設		床面積が1,000㎡以下の施設	
		大企業	中小企業等	大企業	中小企業等
施設	映画館運営管理者	○	○	×	△
	テナント事業者	○	○	×	△
テナント等	上映室 映画館運営事業者	○	○		
	上映室 映画配給会社	○	○		

○：本協力金（休業要請を行う大規模施設に対する協力金）の支給対象事業者です。

△：本協力金の対象外ですが、東京都の支援金（休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金）の支給対象事業者となります。

（東京都の支援金はこちら） <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chusho-gaiyou.pdf>

協力金をお申込みいただける事業者

協力金の支給対象者（休業要請の対象施設：博物館等）

支給対象者		床面積が1,000㎡超の施設		床面積が1,000㎡以下の施設	
		大企業	中小企業等	大企業	中小企業等
施設	施設運営管理者	×	×	×	×
	文化庁の「ARTS for the future!事業」において支援することとなったため、本協力金の支給対象外				
テナント等	テナント事業者	○	○	×	△

○：本協力金（休業要請を行う大規模施設に対する協力金）の支給対象事業者です。

△：本協力金の対象外ですが、東京都の支援金（休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金）の支給対象事業者となります。

（東京都の支援金はこちら） <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chusho-gaiyou.pdf>

協力金をお申込みいただける事業者

協力金の支給対象者（無観客開催要請の対象施設が無観客開催する場合）

支給対象者		床面積が1,000㎡超の施設		床面積が1,000㎡以下の施設	
		大企業	中小企業等	大企業	中小企業等
施設	施設運営管理者	×	×	×	×
テナント等	テナント事業者 (休業した場合に限る)	○	○	×	△

○：本協力金（休業要請を行う大規模施設に対する協力金）の支給対象事業者です。

△：本協力金の対象外ですが、東京都の支援金（休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金）の支給対象事業者となります。

（東京都の支援金はこちら） <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chusho-gaiyou.pdf>

協力金をお申込みいただける事業者

協力金の支給対象者（無観客開催要請の対象施設が休業する場合）

支給対象者		床面積が1,000㎡超の施設		床面積が1,000㎡以下の施設	
		大企業	中小企業等	大企業	中小企業等
施設	施設運営管理者	×	△	×	△
テナント等	テナント事業者	○	○	×	△

○：本協力金（休業要請を行う大規模施設に対する協力金）の支給対象事業者です。

△：本協力金の対象外ですが、東京都の支援金（休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金）の支給対象事業者となります。

（東京都の支援金はこちら） <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chusho-gaiyou.pdf>

III. 協力金の申請に関する留意事項

協力金を申請いただくにあたり、次のことに留意願います。(1/2)

- ✓ガイドラインを遵守のうえ、「**感染防止徹底宣言ステッカー※**」を店舗の見やすい場所に店舗ごとに掲示していただくことが必要です。
- ✓都外に本社がある事業者でも都内の施設・テナントが休業した場合は支給対象です。

➤感染防止徹底宣言ステッカー

東京都感染拡大防止ガイドラインを参考に感染防止対策に取り組む店舗や事業所を登録することで「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得できます。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>



III. 協力金の申請に関する留意事項

協力金を申請いただくにあたり、次のことに留意願います。(2/2)

- ✓ 大規模施設運営事業者及びテナント事業者等のうち、本協力金に係る休業要請等の期間に関して、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又はARTS支援事業等の支給を受けた事業者は、本協力金の対象外となります。
- ✓ 営業時間短縮等の要請を受けた飲食事業者等のうち、本協力金のテナント事業者等に該当する場合には、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金と本協力金の双方の支給対象となる場合がありますが、支給を受けられるのは一方の協力金のみです。この場合、協力金の支給額に違いがありますので、ご注意ください。

IV. 協力金の支給額の算出方法

協力金の支給額を算出するにあたり、次のことに留意願います。

- ✓算定の対象となる事業者・店舗は、休業を行ったことを確認できる部分に限ります。
- ✓算定の対象となるテナント店舗等は、施設運営事業者と当該テナント事業者の契約関係が明らかな店舗等に限ります。
- ✓算定の対象となる面積は、算出根拠の明らかな部分の面積に限ります。

協力金の支給額の算出方法

1. 大規模施設運営事業者に対する協力金

大規模施設運営事業者に対する協力金は、下記(1)(2)(3)を合計した金額となります。

- (1) 自己利用部分面積に係る支給額
- (2) テナント事業者等の把握・管理等に係る追加支給
- (3) 百貨店の店舗※に係る追加支給

※「百貨店の店舗」の用語説明はP.7を参照

なお、支給額は休業要請にご協力いただいた期間に応じて異なり、次のいずれかの日数を乗じた金額となります。（期間中のすべての日を休業いただいた場合のみ対象）

- ① 令和3年4月25日～5月11日までご協力いただいた場合 : 17日間
- ② 令和3年4月27日～5月11日までご協力いただいた場合 : 15日間

協力金の支給額の算出方法

1. 大規模施設運営事業者に対する協力金

(1) 自己利用部分面積※に係る支給額

自己利用部分面積1,000㎡あたり20万円/日

なお、面積は「1,000㎡」を1単位とし、単位未満の面積は切捨てとします。

ただし、自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合には、自己利用部分面積を1,000㎡として計算します。

▶ 自己利用部分面積に係る支給額の計算例

自己利用部分面積が2,900㎡の場合：2,000㎡で計算し、「2単位」×20万円/日 = 40万円/日

700㎡の場合：1,000㎡で計算し、「1単位」×10万円/日 = 20万円/日

協力金の支給額の算出方法

1. 大規模施設運営事業者に対する協力金

➤ 自己利用部分面積

自己利用部分面積は、建築物の床面積の合計から次の部分を除外または加算した面積のうち、休業要請に応じて休業した部分の面積をいいます。

■ 除外する部分

- 大規模小売店舗立地法（大店立地法）第2条第1項で定める「店舗面積」以外の部分
- 休業要請の対象外となっている「生活必需品の販売店舗」の部分
- 別途支給方法が定められている「テナント店舗」及び「百貨店の店舗」の部分（ただし、映画館の常設のスクリーンを有する上映室の部分は除外しない）

■ 加算することができる部分

- 大規模施設のうち、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等の場所として、日常的に用いられている実績がある広場や通路の部分（ただし、駐車場は対象外）

大規模小売店舗立地法で定める「店舗面積」の考え方

～大規模小売店舗立地法の解説〔第4版〕（抜粋）～

店舗面積に含まれる部分

(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分
(2) ショーウィンド	ショーウィンドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式は、店舗面積に含まない。
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分

協力金の支給額の算出方法

店舗面積以外の部分

(1) 階段	(8) 便所
(2) エスカレーター	(9) 外商事務室等
(3) エレベーター	(10) 事務室・荷扱い所
(4) 売場間通路及び連絡通路	(11) 食堂等
(5) 文化催場	(12) 塔屋※
(6) 休憩室	(13) 屋上※
(7) 公衆電話室	(14) はね出し下・軒下等※

※物品販売等を行う部分は、売場として取り扱う。

- 「大規模小売店舗立地法の解説〔第4版〕」は、経済産業省ホームページからご覧いただけます。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibokouritenporittiho.html>



協力金の支給額の算出方法

1. 大規模施設運営事業者に対する協力金

(2) テナント事業者等の把握・管理等に係る追加支給

協力金の支給対象となるテナント店舗と百貨店の店舗※の数が合わせて10以上となる場合、大規模施設運営事業者に対し、次のとおり協力金を追加支給します。

「協力金の支給対象となるテナント店舗」と「休業した百貨店の店舗」の数 ×
2千円/日

▶ 百貨店の店舗

百貨店等との、いわゆる消化仕入れ（売上仕入れ）による契約等に基づき、百貨店等から一定の区画の割り当てを受けて出店し、その売上が百貨店等にいったん計上された後、百貨店等から代金が分配される形態の店舗をいいます。

協力金の支給額の算出方法

1. 大規模施設運営事業者に対する協力金

(3) 百貨店の店舗の休業に係る追加支給

大規模施設の休業に伴って百貨店の店舗が休業した場合、大規模施設運営事業者に対し、次のとおり協力金を追加支給します。

「休業した百貨店の店舗」の数 × 2万円/日

▶ 百貨店の店舗の店舗面積が明らかな場合の特例

百貨店等と賃貸借契約を締結している場合など、百貨店等から分配される店舗面積が明らかな場合には、当該店舗を営む事業者は、「テナント事業者」として申請する事が可能です。ただし、テナント事業者として申請する場合、本追加支給の対象外となります。

協力金の支給額の算出方法

2. テナント事業者等に対する協力金

① テナント事業者に対する協力金 (1/2)

テナント事業者に対する協力金は、店舗等面積に応じて次のとおり支給します。

店舗等面積100㎡あたり2万円/日

なお、面積は「100㎡」を1単位とし、単位未満の面積は切捨てとします。

ただし、店舗等面積が100㎡未満の場合には、店舗等面積を100㎡として計算します。

2. テナント事業者等に対する協力金

① テナント事業者に対する協力金 (2/2)

➤ 店舗等面積

大規模施設運営事業者との賃貸借契約等に基づき、大規模施設の区画を賃借する等によりテナント店舗を出店し、一般消費者向けに事業を営む部分の面積のうち、休業した部分の面積をいいます。

なお、店舗等面積の考え方は、大規模小売店舗立地法（大店立地法）第2条第1項で定める「店舗面積」の考え方に準拠するものとします。

➤ テナント事業者に対する支給額の計算例

店舗等面積が1,250㎡の場合：1,200㎡で計算し、「12単位」×2万円/日 = 24万円/日

70㎡の場合：100㎡で計算し、「1単位」×2万円/日 = 2万円/日

2. テナント事業者等に対する協力金

② 映画館運営事業者及び映画配給会社に対する協力金

映画館運営事業者及び映画配給会社に対する協力金は、大規模施設である映画館において、休業要請期間に映画の上映を予定していた常設のスクリーン数に応じて、映画館運営事業者と映画配給会社にそれぞれ、次のとおり支給します。

$\text{休業した常設のスクリーン数} \times 2\text{万円/日}$

▶ 映画配給会社に対する協力金の支給額の考え方

- 映画配給会社に対する協力金の支給額は、次のとおり算出します。
映画配給会社が上映を予定していた常設のスクリーンの数 \times 上映予定日数 \times 2万円/日
- ただし、複数の映画配給会社が、同日に、同一のスクリーンで上映する場合には、それぞれの映画配給会社に対し、協力金を支給します。

3. 非飲食業カラオケ事業者に対する協力金

非飲食業カラオケ事業者に対する協力金は、次のとおり支給します。

$$\text{休業した日数} \times 2\text{万円/日}$$

ただし、

- ・ 建築物の床面積が1,000㎡を超える場合には「大規模施設運営事業者」
- ・ 上記2①のテナント事業者に該当する場合には「テナント事業者」

として、それぞれ取り扱いますので、該当の協力金の支給額の算出方法をご参照ください。

V. 協力金の申請方法

協力金を申請いただくにあたり、次のことにご理解とご協力をお願いします。

- 本協力金は、休業要請に応じて休業する大規模施設運営事業者と、その大規模施設の休業に伴い休業するテナント事業者等を主な対象者としています。
- このため、大規模施設運営事業者とテナント事業者等との契約関係や休業実態の確認など、相互にご協力いただき申請していただく必要があります。
- そこで、本協力金の申請手続は、大規模施設運営事業者がテナント事業者等の申請書類をとりまとめて申請していただくことを基本とします。
- 申請手続の簡素化や審査事務の効率化・迅速化を図るため、予め、申請書類のご確認や申請手続きの準備を進めていただけますよう、ご理解とご協力をお願いします。
- なお、やむを得ずテナント事業者等が自ら申請する場合の申請方法等については、後日お知らせする「協力金のご案内」をご覧ください。

協力金の申請方法

1. 申請書の取りまとめ

協力金の申請は、下記の区分により、大規模施設運営事業者が関連する協力金の申請書を取りまとめでご提出願います。

① ショッピングセンター・百貨店等の大規模施設（映画館を除く）

- ✓ 大規模施設運営事業者に対する協力金
 - 自己利用部分面積に係る支給
 - テナント事業者等の把握・管理等に係る追加支給
 - 百貨店の店舗の休業に係る追加支給
- ✓ テナント事業者に対する協力金

▶ テナント店舗や百貨店の店舗がある場合

- テナント店舗や百貨店の店舗等がある場合には、該当する追加支給を申請することができます。
- テナント事業者に対する協力金は、各テナント店舗ごとに申請書が必要となります。

協力金の申請方法

1. 申請書の取りまとめ

② 大規模施設である映画館

- ✓ 大規模施設運営事業者に対する協力金
 - 自己利用部分面積に係る支給
 - テナント事業者等の把握・管理等に係る追加支給
 - 百貨店の店舗の休業に係る追加支給
- ✓ テナント事業者に対する協力金
- ✓ 映画館運営事業者に対する協力金
- ✓ 映画配給会社に対する協力金

➤テナント店舗や百貨店の店舗がある場合

- テナント店舗（上映室は対象外）や百貨店の店舗等がある場合には、該当する追加支給を申請することができます。

➤テナント事業者・映画配給会社に対する協力金は、事業者ごとに申請書が必要となります。

協力金の申請方法

2. 単独での申請

① 非飲食業カラオケ事業者に対する協力金

建築物の床面積が1,000㎡以下の非飲食業カラオケ事業者は、単独で申請してください。

なお、建築物の床面積が1,000㎡超の大規模施設運営事業者に該当する場合や、テナント事業者に該当する場合には、「1. 申請の取りまとめ①ショッピングセンター・百貨店等の大規模施設」をご参照いただき、申請してください。

3. 申請に必要な書類（予定）

協力金を申請いただく際には、以下の書類が必要となります。

なお、営業にあたり法令等により許認可・届出が必要な施設については、原則として許認可証・届出書の写しの提出が必要です。

協力金の申請方法

3. 申請に必要な書類（予定）

① ショッピングセンター・百貨店等の大規模施設（映画館を除く）（1/2）

大規模施設運営事業者に対する協力金	申請書（大規模施設運営事業者用） 誓約書 感染防止徹底宣言ステッカーの掲示を確認できる写真 口座振替依頼書（書面で提出する場合） 以下のことを確認できる書類 ・大規模施設運営事業者であること ・休業以前から営業を行っていたこと ・休業要請期間中に休業していること ・振込先口座及び口座名義人
自己利用部分面積に係る支給 ※自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合には 右記の書類の提出は不要です。	以下のことを確認できる書類 ・自己利用部分面積 ・休業テナント店舗の面積 ・休業する百貨店の店舗の面積
テナント事業者等の把握・管理等に係る追加支給	休業するテナント店舗及び百貨店の店舗の一覧 以下のことを確認できる書類 ・休業テナント店舗の所在地（区画） ・休業する百貨店の店舗の所在地（区画）

協力金の申請方法

3. 申請に必要な書類（予定）

① ショッピングセンター・百貨店等の大規模施設（映画館を除く）（2/2）

<p>百貨店の店舗の休業に係る追加支給 （百貨店の店舗ごとに必要）</p>	<p>以下のことを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none">・百貨店の店舗であること・休業以前から営業を行っていたこと・休業する百貨店の店舗の所在地（区画）（再掲）
<p>テナント事業者に対する協力金 （テナント店舗ごとに必要）</p> <p>※次の両方に該当する場合、「休業テナントの面積を確認できる書類」は提出不要です。</p> <ul style="list-style-type: none">・自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合・休業テナントの店舗面積が100㎡未満の場合	<p>申請書（テナント事業者用） 誓約書 感染防止徹底宣言ステッカーの掲示を確認できる写真 口座振替依頼書（書面で提出する場合）</p> <p>以下のことを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none">・テナント事業者であること・休業以前から営業を行っていたこと・休業要請期間中に休業していること・休業テナント店舗の所在地（区画）（再掲）・休業テナント店舗の面積（再掲）・一般消費者の利用を目的とする店舗であること・振込先口座及び口座名義人

協力金の申請方法

3. 申請に必要な書類（予定）

② 大規模施設に該当する映画館（1/2）

大規模施設運営事業者に対する協力金	申請書（大規模施設運営事業者用） 誓約書 感染防止徹底宣言ステッカーの掲示を確認できる写真 口座振替依頼書（書面で提出する場合） 以下のことを確認できる書類 ・大規模施設運営事業者であること ・映画館運営事業者であること ・休業以前から営業を行っていたこと ・休業要請期間中に休業していること ・振込先口座及び口座名義人
自己利用部分面積に係る支給 ※自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合には 右記の書類の提出は不要です。	以下のことを確認できる書類 ・自己利用部分面積（休業する上映室の部分を含む） ・休業テナント店舗の面積 ・休業する百貨店の店舗の面積
テナント事業者等の把握・管理等に係る追加支給	①ショッピングセンター・百貨店等の大規模施設（映画館を除く）を 参照

協力金の申請方法

3. 申請に必要な書類（予定）

② 大規模施設に該当する映画館 (2/2)

百貨店の店舗の休業に係る追加支給 (百貨店の店舗ごとに必要)	①ショッピングセンター・百貨店等の大規模施設（映画館を除く）を参照
テナント事業者に対する協力金 (テナント店舗ごとに必要)	①ショッピングセンター・百貨店等の大規模施設（映画館を除く）を参照
映画館運営事業者に対する協力金 (上映室ごとに必要)	以下のことを確認できる書類 ・常設のスクリーンを有する上映室であること ・休業以前から営業を行っていたこと
映画配給会社に対する協力金 (映画配給会社ごとに必要)	申請書（映画配給会社用） 誓約書 口座振替依頼書（書面で提出する場合） 以下のことを確認できる書類 ・休業要請期間中に映画館運営事業者に対して映画作品を提供していること ・休業要請期間中に上映室で映画作品を上映する予定であったこと ・休業要請期間中に休業していること ・振込先口座及び口座名義人


協力金の申請方法

3. 申請に必要な書類（予定）

③ 非飲食業カラオケ事業者

非飲食業カラオケ事業者に対する協力金 （カラオケ店舗ごとに必要）	申請書（非飲食業カラオケ事業者用） 誓約書 感染防止徹底宣言ステッカーの掲示を確認できる写真 口座振替依頼書（書面で提出する場合） 以下のことを確認できる書類 ・非飲食業カラオケ事業者であること ・休業以前から営業を行っていたこと ・休業要請期間中に休業していること ・振込先口座及び口座名義人
大規模施設運営事業者として申請する場合	非飲食業カラオケ事業者に該当することを確認できる書類 その他の必要な書類は、①ショッピングセンター・百貨店等の大規模施設（映画館を除く）を参照
テナント事業者として申請する場合	①ショッピングセンター・百貨店等の大規模施設（映画館を除く）を参照

申請に必要な確認書類の例 (1/2)

申請に必要な書類	ご提出いただく書類等の例
感染防止徹底宣言ステッカー	<ul style="list-style-type: none">・感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示している写真 <p>※感染防止徹底宣言ステッカーの取得方法についてはP18参照</p>  <p>(感染防止徹底宣言ステッカー)</p>
休業以前から営業を行っていたこと	<ul style="list-style-type: none">・光熱水費等のお知らせ又は領収書（写し）※店舗所在地が記載されているもの・店舗写真（内観・外観）・賃貸借契約書(無観客開催要請の期間を含むもの) <p>など</p>

申請に必要な確認書類の例 (2/2)

申請に必要な書類	ご提出いただく書類等の例
<p>休業要請期間中に休業していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・休業していることを告知するホームページ ・店頭ポスター、チラシ、DMの写しなど <p>※4/25～5/11までの間、休業していることが明らかなものに限ります。</p> <div data-bbox="1860 514 2344 785" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">お客様への大切なお知らせ</p> <p style="text-align: center;">東京都の休業要請に伴い、下記の期間休業します。</p> <p style="text-align: center;">期間：4月25日～5月11日まで</p> <p style="text-align: center;"><small>お客様には大変ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルス拡大感染防止に向けご理解とご協力のもと、よろしくお願い致します。</small></p> <p style="text-align: center;">〇〇〇店</p> </div> <p style="text-align: right;">(店頭ポスターの例)</p>
<p>一般消費者の利用を目的とする店舗であること (業務の種類が確認できる書類)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営業許可書、登録証、届出など ・業務の内容を確認できる看板、設備・用具などの写真 ・業務の内容を確認できるホームページ、店頭ポスターなどの写し <p style="text-align: right;">など</p>

協力金の申請方法

4. 申請書の提出方法

- ✓ 協力金の申請は、専用ポータルサイトからオンラインで申請してください。
 - オンライン申請をご利用いただいた場合、記入漏れや誤記入などの防止、大規模施設運営事業者とテナント事業者等による提出書類の一括申請など、申請手続きを簡素化できます。
 - 専用ポータルサイトは6月7日、申請サイトは6月30日に開設予定です。
- ✓ オンラインでの申請が困難な方など、書面による申請をご希望の場合には、郵送等により申請することも可能です。
 - 書面での申請に必要な書類等の入手方法等については、専用ポータルサイトでご案内する予定です。
 - 書面による申請の場合には、申請書類のデータ化や大規模施設とテナント店舗等の関係性の照合等を行うため、受付までに日数を要する場合がありますので、予めご了承ください。

協力金の申請方法

4. 申請書の提出方法

- ✓同一施設、同一店舗について複数回の申請は受け付けられません。
- ✓大規模施設運営事業者の申請期間終了後、予め申請されていないテナント事業者の追加は受け付けられない場合がありますのでご注意ください。
- ✓オンライン申請の場合には申請を「確定」した以降、郵送等の場合には申請書類が審査事務局に到着した以降は、申請内容を変更できませんのでご注意ください。
- ✓東京都の休業要請にご協力いただいた事業者の皆様について、その法人名及び店舗名（屋号）等を東京都のホームページ上でご紹介させていただく場合があります。

➤「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」申請専用ポータルサイト
専用ポータルサイトでは、オンライン申請の受付を予定しているほか、
協力金の関する様々な情報をご案内する予定です。（6月7日開設予定）
<https://2021.jitan.metro.tokyo.lg.jp/apr3/index.html>



VI. お問い合わせ

お問い合わせは、以下の窓口にお願いします。

※専用ポータルサイトも合わせてご活用ください。

※申請手続きの詳細は、申請受付要項（令和3年6月30日公表予定）でお知らせしますので、お待ちくださいますようお願いいたします。

■ 「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」

開設時間 9時～19時（土日祝日を含む毎日）

電話番号 03-5388-0567

■ 「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」申請専用ポータルサイト

<https://2021.jitan.metro.tokyo.lg.jp/apr3/index.html>（6月7日開設予定）

